

大阪市児童福祉施設最低基準条例の一部を改正する条例案

大阪市児童福祉施設最低基準条例（平成24年大阪市条例第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第1条中「昭和22年法律第164号」を「昭和22年法律第164号。以下「法」という。」に改め、「(障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。以下同じ。)」を削る。

第2条中「児童福祉法」を「法」に改める。

第3条中「第2条から第14条の3までの規定」を「第1条から第14条の4まで」に、「それぞれ当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第2号中「第25条まで」を「第25条まで並びに児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号。以下「平成23年改正省令第71号」という。）附則第2条、第3条及び第5条並びに児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第110号。以下「平成23年改正省令第110号」という。）附則第2条」に改め、同条第3号中「第31条まで」を「第31条まで並びに平成23年改正省令第71号附則第2条及び第3条並びに平成23年改正省令第110号附則第2条」に改め、同条第6号中「第47条まで」を「第47条まで並びに平成23年改正省令第71号附則第2条、第3条及び第5条並びに平成23年改正省令第110号附則第2条」に改め、同条中第9号を第13号とし、同条第8号中「第88条まで」を「第88条まで並びに平成23年改正省令第71号附則第2条、第3条及び第5条」に改め、同号を同条第12号とし、同条第7号中「第78条まで」を「第78条まで並びに平成23年改正省令第71号附則第3条及び第5条並びに平成23年改正省令第110号附則第2条」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第6号の次に次の4号を加える。

- (7) 福祉型障害児入所施設 設備運営基準第48条から第56条まで並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第17号。以下「平成24年改正省令」という。）附則第2条及び第3条
- (8) 医療型障害児入所施設 設備運営基準第57条から第61条まで
- (9) 福祉型児童発達支援センター 設備運営基準第62条から第67条まで及び平成24年改正省令附則第4条
- (10) 医療型児童発達支援センター 設備運営基準第68条から第71条まで
第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（設備運営基準等の改正に伴う経過措置）

第6条 設備運営基準（設備運営基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している児童福祉施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

附則第3項から第6項までを削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

児童福祉法に基づき、福祉型障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市児童福祉施設最低基準
の設備及び運営に関する基準を定める
条例（抄）

（趣 旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この条例における用語の意義は、児童福祉法の例による。
法

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第2条から第14条の3
第1条 第14条の4
までの規定及び次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定
定める

に定めるところによる。

（1）省 略

（2）乳児院 設備運営基準第19条から第25条まで並びに児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号。以下「平成23年改正省令第71号」という。）附則第2条、第3条及び第5条並びに児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第110号。以下「平成23年改正省令第110号」という。）
附則第2条

（3）母子生活支援施設 設備運営基準第26条から第31条まで並びに平成23年改正省令第71号附則第2条及び第3条並びに平成23年改正省令第110号附則第2条

（4）～（5）省 略

（6）児童養護施設 設備運営基準第41条から第47条まで並びに平成23年改正省令第71号附則第2条、第3条及び第5条並びに平成23年改正省令第110号附則第2条

（7）福祉型障害児入所施設 設備運営基準第48条から第56条まで並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第17号。以下「平成24年改正省令」という。）附則第2条及び第3条

(8) 医療型障害児入所施設 設備運営基準第57条から第61条まで

(9) 福祉型児童発達支援センター 設備運営基準第62条から第67条まで及び平成24年改正省令

附則第4条

(10) 医療型児童発達支援センター 設備運営基準第68条から第71条まで

(7) 情緒障害児短期治療施設 設備運営基準第72条から第78条まで並びに平成23年改正省令第
(11)

71号附則第3条及び第5条並びに平成23年改正省令第110号附則第2条

(8) 児童自立支援施設 設備運営基準第79条から第88条まで並びに平成23年改正省令第71号附
(12)

則第2条、第3条及び第5条

(9) 省略
(13)

(保育所の保育士の数に係る基準)

第5条 省略

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第6条 設備運営基準（設備運営基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している児童福祉施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

（施行の細目）

第6条 省略
第7条

附 則

1 - 2 省略

3 この条例の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設の建物のうち、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号。以下「改正省令」という。）附則第2条の規定の適用を受けるものに係る児童福祉法第45条第1項の規定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、第3条の規定にかかわらず、設備運営基準（第19条第1号、第20条第1号、第26条第1号及び第41条第1号（第79条第2項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）並びに改正省令による改正前の児童福祉施設最低基準（以下「改正前の基準」という。）第19条第1号、第20条第1号、第26条第1号及び第41条第1号（改正前の基準第79条第2項において準用する場合を含む。）に定めるところによる。

- 4 この条例の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の建物のうち、改正省令附則第3条の規定の適用を受けるものに係る児童福祉法第45条第1項の規定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、第3条の規定にかかわらず、設備運営基準（第19条第2号、第20条第2号、第26条第2号及び第3号、第41条第2号（第79条第2項において準用する場合を含む。）並びに第74条第2号の規定を除く。）並びに改正前の基準第19条第2号、第20条第2号、第26条第2号及び第3号、第41条第2号（改正前の基準第79条第2項において準用する場合を含む。）並びに第74条第2号に定めるところによる。
- 5 この条例の施行の際現に乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に置かれている家庭支援専門相談員である者のうち、改正省令附則第5条の規定により家庭支援専門相談員となったものについては、第3条第2号（設備運営基準第21条第2項に係る部分に限る。）、第6号（設備運営基準第42条第2項に係る部分に限る。）、第7号（設備運営基準第73条第4項に係る部分に限る。）及び第8号（設備運営基準第80条第2項に係る部分に限る。）の規定は適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者のうち、児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第110号）附則第2条の規定の適用を受けるものについては、第3条第2号（設備運営基準第22条の2第1項に係る部分に限る。）、第3号（設備運営基準第27条の2第1項に係る部分に限る。）、第6号（設備運営基準第42条の2第1項に係る部分に限る。）及び第7号（設備運営基準第74条第1項に係る部分に限る。）の規定は適用しない。